

## 「V6 プラス」重要事項説明書

### 1. 提供事業者

株式会社ドルフィンインターナショナル(以下「当社」といいます。)

### 2. サービス名称

V6 プラスサービス

### 3. 概要

- 「V6 プラスサービス」は、株式会社 JPIX(以下、「JPIX」といいます。)が提供する「V6 プラス」サービス、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)、および西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供する「フレッツ・v6 オプション」を用いて「V6 プラスサービス」(以下「本サービス」といいます。)として提供します。

### 4. お申し込みについて

- お申し込みの際に、本サービス利用に用いる「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」、又は当社や光コラボレーション事業者提供回線の「お客さま ID」、「アクセスキー」、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者メールアドレス」および「契約者メールアドレス」等(以下「お客さま情報」と総称します。)を当社に通知していただきます。
- 通知いただいたお客さま情報は、本サービスの開通と提供に必要な範囲で、JPIX を通じて提供地域に応じ NTT 東日本又は NTT 西日本へ通知し、「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」又は光コラボレーション事業者が提供する回線に係る契約者の同一性およびこれに係る「お客さま ID」および「アクセスキー」の照合を行うことについて承諾していただきます。

### 5. 本サービスのご利用について

- 本サービスのご利用には、NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」等のフレッツ光サービスのご契約又は光コラボレーション事業者が提供する光コラボサービスのご契約が必要となります。
- NTT 東日本、NTT 西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」又は「フレッツ光ライト」の付加サービス「フレッツ・v6 オプション」のご契約が必要となります。
- 当社指定のひかり電話対応機器、又は対応ルーターのご利用が必要となります。
- ひかり電話対応機器のご利用は、NTT 東日本、NTT 西日本、又は光コラボレーション事業者へご確認ください。

### 6. IP アドレス変更や機器の設定変更について

- 本サービスの利用開始等に伴う NTT 東日本又は NTT 西日本による工事に際し、契約者が現在利用している IPv6 アドレス(IPv6 PPPoE 方式にて割当てられているものは除きます。)および IPv4 アドレスは変更となります。
- インターネット接続工事による IPv6 アドレスおよび IPv4 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン、回線終端装置(ホームゲートウェイ)等機器の再起動を行い、IP アドレスを再設定してください。
- 本サービスの利用開始等に伴い、NTT 東日本又は NTT 西日本が提供する回線終端装置(ホームゲートウェイ)の設定が変更となる場合があります。この設定変更に伴い PPPoE 接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。これらの機能を引き続きご利用される場合は、パソコン等にて PPPoE 接続等の設定を行なってください。

### 7. 本サービスの終了

- 当社の本サービス対象プラン、NTT 東日本又は NTT 西日本の「フレッツ光ネクスト」「フレッツ・v6 オプション」、光コラボレーション事業者が提供する回線を解約した場合、当社の本サービスは利用できなくなります。
- NTT 東日本又は NTT 西日本の「ひかり電話」、回線サービス提供会社が提供する「ひかり電話」相当、又は NTT 西日本の「ホームゲートウェイ(レンタル)」を解約した場合、本サービスも併せて利用できなくなる場合があります。

- ・ 当社の本サービスの終了手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

## 8. フレッツ・v6 オプションの申込代行について

- ・ NTT 東日本、NTT 西日本へのフレッツ・v6 オプションのお申し込みは、契約者自身が NTT 東日本、NTT 西日本、光コラボレーション事業者の窓口で手続きを行うことができます。
- ・ 当社が契約者にかわり JPIX を通じて、NTT 東日本又は NTT 西日本へフレッツ・v6 オプションお申込手続きを行うこと（以下「申込代行」といいます。）もできます。申込代行を利用される場合、当社が別途指定する方法により、当該申込代行手続きについては当社に委任していただきます。
- ・ NTT 東日本、NTT 西日本へのフレッツ・v6 オプションの申込代行にあたり、フレッツ・v6 オプション開通工事のため、お客さま情報が必要となることから、お客さま情報を当社に通知していただきます。
- ・ 申込代行によるフレッツ・v6 オプションのお申し込みについて、ご利用開始されるまでの間は途中で取消することができない場合がございます。その場合、お手数ですがフレッツ・v6 オプションのご利用開始後に、別途契約者から直接 NTT 東日本又は NTT 西日本又は光コラボレーション事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。
- ・ フレッツ・v6 オプションの代行申込手続き完了後、NTT 東日本又は NTT 西日本から、フレッツ・v6 オプションの開通案内が契約者に郵送されます。なお、当該開通案内は、契約者が NTT 東日本又は NTT 西日本に届け出している下記宛先に送付されます。

<送付先住所>

「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」等の設置場所住所（推奨）又は契約者住所

<送付先名>

「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライトプラス」「フレッツ光ライト」等の契約者名

## 9. サービス補足、料金について

- ・ 本サービスの仕様は、JPIX が提供する「v6 プラス（IPv6/IPv4 インターネットサービス、IPv6 IPoE + IPv4 over IPv6 方式）」と同一となります。詳細は JPIX の Web サイトにてご確認ください。
- ・ フレッツ・v6 オプションの提供条件および料金については、NTT 東日本、NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款によります。仕様や詳細・注意事項については NTT 東日本又は NTT 西日本の Web サイトにてご確認ください。
- ・ NGN 網内で、フレッツ・v6 オプション利用者同士の通信を行う際には、IPv6 アドレスの代わりに、NTT 東日本又は NTT 西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームはフレッツ・v6 オプション利用者が任意で設定できますが、具体的な利用方法、登録方法等については、NTT 東日本もしくは NTT 西日本の Web サイトにてご確認ください。
- ・ 「フレッツ光ライト」利用中の契約者がフレッツ・v6 オプションを利用する場合、NTT 東日本又は NTT 西日本が別途通知するまでの間、契約者が実際に利用した利用量に関わらず、40M バイト/月の利用量を加算されます。
- ・ 「フレッツ光ライトプラス」利用中の契約者がフレッツ・v6 オプションを利用する場合、NTT 東日本、NTT 西日本が別途通知するまでの間、契約者が実際に利用した利用量に関わらず、100M バイト/月の利用量を加算されます。
- ・ 以下の条件にあてはまる場合、「v6 プラス」ではご利用いただけない場合があります。
  - (1). 特定のプロトコル（PPTP、SCTP）を利用するサービス
  - (2). 利用可能なポート番号が制限されているため、特定のポートを使うサービス

## 10. 初期契約解除性について

- ・ 本契約サービスは、初期契約解除制度の対象です。
- ・ サービスを初期契約解除制度により解除する場合、契約者をご契約内容確認書面を受領した日から起算して8日以内は、解除する意思と解除対象契約を特定するために必要な契約者情報を文書にてお申し出いただくことで、契約の解除(初期契約解除)ができます。この場合、契約者の文書郵送時の消印日付にその効力を生じるものとします。
- ・ 当社並びに当社の代理店等が本サービスの契約案内に当たり初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことにより契約者が誤認し、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社からご契約内容確認書面を改めて交付します。契約者ごその書面を受領した日から起算して8日以内にお申し出をされた場合、初期契約解除ができるものとします。
  - (1). 当社は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の請求は行いません。
  - (2). 初期契約解除時点で既に発生した初期費用をご請求いたします。
  - (3). 初期契約解除時点で既に発生した月額基本料金を日割りにてご請求いたします。
  - (4). 初期契約解除時点で既に発生した通信料金はご請求いたします。
  - (5). 初期契約解除時点で契約者が当社から既に受け取った特典・割引がある場合ご返金いただきます。
  - (6). 初期契約解除時点で受け取っていない特典・割引がある場合、その提供を受けることができません。
  - (7). 既に当社がサービス提供料金等を契約者から受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を越えている場合、その差額をお客様に返還します。
  - (8). 初期契約解除の申し出により、退会として取り扱う場合があります。また、解除する前のサービス状態に回復できない場合や電気通信役務以外のサービス契約が継続となる場合があります。
- ・ 初期契約解除制度に関する書面の送付宛先および記載内容は以下の通りです。

〒192-0914 東京都八王子市片倉町2236  
株式会社ドルフィンインターナショナル ドルフィンインターネット カスタマーサポート 宛  
<記載内容>

  - ①ユーザーID ②氏名 ③住所 ④契約サービス情報 ⑤日中の連絡先電話番号

## 11. 本重要説明事項の内容変更について

- ・ 本重要説明事項は予告なく内容を変更することがあります。